

課税標準の分割に関する明細書（第 10 号様式）
記載の手引の誤りについて（令和 7 年 7 月 10 日）

第 10 号様式記載の手引について、次のとおり誤りがありましたので、訂正し、再掲載しました。

県税事務所から送付しました手引、及び令和 7 年 7 月 9 日（水）まで県ホームページに掲載していましたが、訂正後の手引を出力し、ご使用いただきますようお願いいたします。

（ 様 式 名 ）

課税標準の分割に関する明細書
 （第 10 号様式） 記載の手引

<様式番号 C89 6.12/6.12>

（ 訂正箇所 ）

欄 3 法人税法の規定によって計算した法人税額①

正	誤
<p>第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付する場合には、法人税の申告書（別表 1。以下「別表 1」といいます。）の「法人税額計」の欄（<u>9</u>の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表 6（2）付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額（「法人税額計」の欄（別表 1 の <u>9</u> の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表 1 の <u>4</u> の欄の金額）（法人税の明細書（別表 6（2）付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の <u>6</u> の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>第 6 号様式、第 6 号様式（その 2）又は第 6 号様式（その 3）の申告書に添付する場合には、法人税の申告書（別表 1。以下「別表 1」といいます。）の「法人税額計」の欄（<u>10</u>の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表 6（2）付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の 40%相当額（「法人税額計」の欄（別表 1 の <u>10</u> の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表 1 の <u>5</u> の欄の金額）（法人税の明細書（別表 6（2）付表 6）の 7 の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表 1 の <u>7</u> の欄の金額）の合計額を記載します。</p>